

高 企 第 87 号
平成30年11月16日

中部方面総監部
総監 岸川 公彦 様

近畿中部防衛局
局長 島 眞哉 様

陸上自衛隊今津駐屯地
司令 水谷 清隆 様

高島市長 福井 正明

射撃訓練実施中の演習場境界付近への着弾について（要請）

平成30年11月14日に陸上自衛隊第37普通科連隊が饗庭野演習場において81mm迫撃砲の実弾射撃訓練を実施した際、国道303号付近の饗庭野演習場境界付近に着弾し、一般車両に損壊を与える事案が発生いたしました。

平成27年7月16日にも重機関銃の着弾事案が発生し、その際にも再発防止に向け、徹底した安全対策が講じられるように強く要望いたしますとともに、同年8月27日に本職と陸上自衛隊今津駐屯地業務隊長との間で交わした覚書の第1条第1項にも「安全管理に万全の措置を講ずる」と示されているにもかかわらず、再びこのような事案が発生したことは極めて遺憾であります。

また、同時に同覚書第2条第1項には「事案発生後は速やかに本職へ通報すること」が定められているものの、事案発生後の情報提供が著しく遅延したことにつきましても同様に遺憾と言わざるを得ません。

つきましては、本事案の徹底した原因究明と再発防止の具体的な安全対策が講じられるよう強く要請します。